

# 熊本県動物愛護推進員推薦要領

## 1 趣旨

本要領は、熊本県動物愛護推進協議会の設置等に関する要綱第11条第3項に基づき地域推進協議会が熊本県動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を推薦する際に必要な細目を定めるものである。

## 2 推進員候補者

熊本県内に居住し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者であって、次の各号のすべてを満たす者であること。

- (1) 18歳以上（高校生は除く。）であること
- (2) 現在、他の自治体の委嘱する動物愛護推進員でないこと
- (3) 狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律及び熊本県動物愛護管理条例その他動物関連法令に反する行為等により、熊本県及び熊本市から文書による指導、勧告又は命令を受けたことがない者、または処分の日から2年を経過した者
- (4) 熊本県動物愛護推進員の活動等に関する要第6条第1項または第2項の規定により、推進員を解任されたことのない者、または処分の日から2年を経過した者
- (5) 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）でない者
- (6) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終了していない者、又はその刑の執行猶予の期間中でない者、その他その執行を受けることがなくなっている者

## 3 推薦方法

- (1) 推薦を希望する者は、4に示す提出書類に加え、熊本県動物愛護推進協議会または地域推進協議会の構成団体からの推薦書（様式3）を添えて、地域推進協議会に申請する。
- (2) 地域推進協議会は前項の申請について審査を行い、適当と認められる場合は、様式4により前項の関係書類を添えて熊本県知事に推薦する。

## 4 提出書類

- (1) 申込書（様式1） 1部
- (2) 履歴書（様式2） 1部
- (3) 住民票の写 1部
- ※ 申請前6月以内に作成されたもので、本人の氏名、住所及び生年月日がわかるものを提出。
- (4) 写真 3葉
- ※ 申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5cm、横2.6cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを提出。

## 5 再任の方法

再任の手続きに当たっては、以下の方法で行う。

- (1) 推進員は、4に示す様式に代えて写真1葉、及び前年度の推進員証を添えて地域推進協議会に提出する。
- (2) 地域推進協議会は前項の書類の提出について審査を行い、様式4により前項の関係書類を添えて熊本県知事に推薦する。

**付 則**

この要領は、平成21年6月24日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成24年1月18日から施行する。